

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和5年4月13日

評価者：健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	南部地域療育センター
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること ・児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること ・児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること ・児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること ・児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会的な診断、治療、検査及び評価に関すること ・障害児等に対する療育訓練及び指導 ・地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 ・施設の維持管理に関する業務 ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
指定管理者	事業者名 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者名 成田 哲夫 住 所 川崎市高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（内線：33619）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護師、ケースワーカー、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、栄養士等によるスタッフの専門性を生かし、一貫したチームアプローチを行った。 ・地域支援事業では、総合相談窓口として、ケースワーカーが、0歳から18歳までの障害児及び発達に不安のある児童とその家族について、センター内外の調整をはかり、ケアマネジメントの手法を用い支援した。 ・外来療育事業では、常勤医師をはじめ、嘱託医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師等が、外来診療や外来グループ、家庭や関係機関との連携に取り組んだ。 ・通園事業では3人の園児に対し保育士1名の配置を実現し、子どもの療育と保護者支援を2軸として、クラス担任を中心にチームアプローチを実施した。 ・研修委員会による計画的な研修を実施するとともに、個々の子どもに適切な対応ができるよう研修及び講師派遣、技術支援などを積極的に行い、資質向上に取り組んだ。 ・待機者数の増加については課題感を認識しており、これは厚労省資料等が示すように、障害児数自体が高い増加傾向にあることが大きな要因と考えている。そのため、令和3年度から子ども発達・相談センターを開設したことで、専門的な支援が必要な障害児への支援に南部地域療育センターが注力できる体制を整えたため、必要な方に、必要な支援が届くような運営体制を構築している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から18歳までの障害児及び発達に不安のある児童とその家族について、相談・診察・評価・訓練及び全般的な支援を行うことを目的とした施設として、地域支援事業、外来療育事業、通園事業を実施した。 ・地域支援事業では、センターの総合相談窓口として、子どもの発達に対する相談を受け、自宅や保育園、幼稚園、学校に訪問する等、生活全体を総合的に支援した。 ・外来療育事業では、外来診療（センターを利用する子どもに対し、小児科（常勤医）・児童精神科・小児神経科・リハビリテーション科・耳鼻科にて診療を行い、各科医師からの指示に応じて、理学療法・作業療法・言語療法、発達検査等の心理検査の実施）や、外来グループ（通園を利用していない発達障害・もしくは疑いのある幼児・学齢児に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・保育士・ケースワーカーのグループによる育児相談・指導等）等を実施した。 ・通園事業では、児童発達支援、医療型児童発達支援として、個別支援計画に基づき、子どもの療育と保護者支援を実施した。特に児童発達支援については、他の保育園等に通う児童向けのクラスである「短時間クラス」を開設することで、ニーズの多様化に対応できる体制整備を行っている。児童発達支援や医療型児童発達支援

		については、障害像に併せたクラスを設定することで、継続的な療育等を実施するとともに、環境設定や情報提供の仕方など、子どもの状態に合うような、個別性の高い対応を行った。また、具体的な子どもの関わり方を通して、保護者の方の認識を形成できるように面談や懇談会、勉強会などを実施した。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	・定期的に事故防止委員会を開催し、事故報告や対応方法の検討、ヒヤリハットを行い、令和2年度中より、運営委員会と併せて、個人情報保護検証委員会を開催すると共に、職員会議等において事案を共有し、職員全員の問題意識の向上に取り組んだ。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・保育士や専門職の人材確保が困難となっており、即戦力の人材の確保だけでなく、人材を育成する研修体制の構築が求められる。
5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	非公募更新ではありません。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																																																																									
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	・毎年度の事業報告書やヒアリング、四半期ごとのセルフモニタリング提出をはじめ、全療育センターによる所長会議や部門長会議を定期実施し、基本的な運営や事業執行、利用者ニーズ等の把握・解決に取り組んだ。																																																																																									
2	制度活用による効果はあったか。	<p>(サービスの向上)</p> <p>・専門的視点による支援とチームアプローチを基盤として、受けの姿勢ではなく、アウトリーチによる支援を積極的に展開した。その結果、学校と連携した学齢期支援や出張相談の実施などを実施した。また、令和3年度に子ども発達・相談センターが開設されたため、南部地域療育センターとしてはより専門性の高い支援を必要とする利用者層に対しての支援に取り組むことができた。</p> <p>【利用実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4.9まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域 支援</td> <td>新規相談者</td> <td>599</td> <td>602</td> <td>467</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>全利用者</td> <td>4,021</td> <td>4,551</td> <td>5,031</td> <td>5,343</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外来 療育 事業</td> <td>診療科(延人数)</td> <td>3,100</td> <td>2,171</td> <td>2,490</td> <td>1,764</td> </tr> <tr> <td>評価・訓練(延人数)</td> <td>7,202</td> <td>6,131</td> <td>3,876</td> <td>2,255</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,302</td> <td>8,302</td> <td>6,366</td> <td>4,019</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">(児 童 通 園 発 達 支 援)</td> <td rowspan="2">福祉型(40)</td> <td>契約数</td> <td>104</td> <td>108</td> <td>119</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>5,048</td> <td>5,625</td> <td>6,869</td> <td>3,833</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療型(40)</td> <td>契約数</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>1,725</td> <td>1,316</td> <td>748</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短時間(10)</td> <td>契約数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>265</td> <td>198</td> <td>257</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居宅訪問型</td> <td>契約数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>契約数</td> <td>134</td> <td>133</td> <td>142</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>7,038</td> <td>7,139</td> <td>7,881</td> <td>4,279</td> </tr> </tbody> </table>			R1	R2	R3	R4.9まで	地域 支援	新規相談者	599	602	467	190	全利用者	4,021	4,551	5,031	5,343	外来 療育 事業	診療科(延人数)	3,100	2,171	2,490	1,764	評価・訓練(延人数)	7,202	6,131	3,876	2,255	合計	10,302	8,302	6,366	4,019	(児 童 通 園 発 達 支 援)	福祉型(40)	契約数	104	108	119	118	延人数	5,048	5,625	6,869	3,833	医療型(40)	契約数	23	19	15	5	延人数	1,725	1,316	748	25	短時間(10)	契約数	7	6	7	23	延人数	265	198	257	418	居宅訪問型	契約数	0	0	1	1	延人数	0	0	7	3	合計	契約数	134	133	142	147	延人数	7,038	7,139	7,881	4,279
		R1	R2	R3	R4.9まで																																																																																						
地域 支援	新規相談者	599	602	467	190																																																																																						
	全利用者	4,021	4,551	5,031	5,343																																																																																						
外来 療育 事業	診療科(延人数)	3,100	2,171	2,490	1,764																																																																																						
	評価・訓練(延人数)	7,202	6,131	3,876	2,255																																																																																						
	合計	10,302	8,302	6,366	4,019																																																																																						
(児 童 通 園 発 達 支 援)	福祉型(40)	契約数	104	108	119	118																																																																																					
		延人数	5,048	5,625	6,869	3,833																																																																																					
	医療型(40)	契約数	23	19	15	5																																																																																					
		延人数	1,725	1,316	748	25																																																																																					
	短時間(10)	契約数	7	6	7	23																																																																																					
		延人数	265	198	257	418																																																																																					
	居宅訪問型	契約数	0	0	1	1																																																																																					
		延人数	0	0	7	3																																																																																					
合計	契約数	134	133	142	147																																																																																						
延人数	7,038	7,139	7,881	4,279																																																																																							
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・法令遵守による適正な人員配置を確保するとともに、質の高いサービス提供や、制度の狭間の方々への支援に取り組むとともに、コンプライアンスを徹底した上で、今後もサービス向上への取り組みが求められる。																																																																																									
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	・児童福祉法における障害児通所支援事業については、民間によってサービス提供がなされている分野であり、南部地域療育センターについては法定上、児童発達支援センターとして位置づけられ、給付費による収入が見込まれる事業である。しかし、本市における地域療育センターは、児童発達支援センターとしての業務だけでなく、地域の支援力向上のための業務等も担っており、給付費による収入だけでの運営は困難である。また、今後予定されている国の制度改正においては、児童発達支援センターは、障害児支援における、地域の中核的な拠点として位置づけられることとされており、他の障害児通所支援事業所に対して助言等を行う機能についても求められている。そのため、公的な位置づけとしての運営体制が強く求められているため、引き続き指定管理者制度により運営することが望ましい。																																																																																									

4. 今後の事業運営方針について

- ・障害児の専門機関として地域のニーズに沿った公的役割が求められる重要な施設であり、市の障害児支援の中核を担う地域療育センターとして今後においても行政が関与し、引き続き指定管理者制度により運営することが望ましい。
- ・コロナ禍により登園自粛する家庭が多かったが、多職種連携に基づく相談支援体制を構築し児童や保護者への一貫した支援を展開することで利用者数の確保ができており、今後も継続的にコロナ対策を行い、障害者サービスのレベルを下げることなく利用者数の維持の確保に努めていくことが望ましい。
- ・指定管理者の公募について、仮に応募が得られず再公募となった場合、引継ぎ期間が確保できなく、利用者への影響が多大であると考えられることから、公募時期を3ヵ月程度前倒しし、適正な引継ぎ期間を検討していく。